

令和5年7月 第187回 定例会

福井坂井地区広域市町村圏  
事務組合議会 会議録

令和5年8月8日（火曜日） 午前10時25分 開会

---

令和5年8月8日、組合議会定例会が福井坂井地区広域市町村圏事務組合事務所2階会議室に招集されたので、会議を開いた。

---

○議事日程

- 日 程 1 議席の指定について
- 日 程 2 会議録署名議員の指名
- 日 程 3 会期の決定について
- 日 程 4 議長の選挙について
- 日 程 5 副議長の選挙について
- 日 程 6 議案第7号  
令和5年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計  
補正予算
- 日 程 7 報告第1号  
令和4年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計  
繰越明許費の繰越しに関する報告について
- 日 程 8 一般質問

○出席議員 (19名)

1番	八田一以	2番	菅生敬一
3番	奥島光晴	4番	寺島恭也
5番	酒井良樹	6番	毛利純雄
7番	平野時夫	8番	卯目ひろみ
10番	吉田太一	11番	辻人志
12番	戸板進	13番	川畑孝治
14番	田中哲治	15番	上坂健司
16番	伊藤宏実	17番	中村勘太郎
18番	川崎直文	19番	楠圭介
20番	酒井圭治		

○欠席議員 (1名)

9番 山田重喜

○説明のため出席した者

管理者	森之嗣	副管理者	池田禎孝
副管理者	東村新一	副管理者	河合永充
副管理者	前川嘉宏		
事務局長	笹木幹哲	総務課長	南田憲泰
清掃センター長	古畑克弥		

○事務局出席職員

総務課副課長	竜田麻紀	総務課長補佐	長谷部伊砂雄
清掃センター課長補佐	三上眞弘	清掃センター課長補佐	山田重典
総務課主査	田賀渚	総務課主査	片岡裕貴
総務課主査	羽柴和宏		

**○事務局長（笹木幹哲）**

ご起立願います。

一同 礼

ご着席ください。

現在、議長と副議長の席が空席となっております。地方自治法第107条の規定により、議長が選挙されるまでの間、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。福井市の奥島光晴議員よろしくお願いいたします。

---

**◎臨時議長（奥島光晴）**

令和5年7月第187回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会は本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

本日の欠席通告議員は、あわら市の山田重喜議員の1名であります。

本日の議事日程は、それぞれお手元に配布いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

---

**◎臨時議長（奥島光晴）**

それでは、日程1 議席の指定についてを議題といたします。

お諮りします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎臨時議長（奥島光晴）**

異議なしと認めます。

それでは、その議席番号及び氏名を、事務局から発表させます。

**○事務局長（笹木幹哲）**

議長、事務局長。

**◎臨時議長（奥島光晴）**

事務局長。

**○事務局長（笹木幹哲）**

それでは、一部変更となりました議席の発表をさせていただきます。

議席番号1番 八田一以議員、2番 菅生敬一議員、3番 奥島光晴議員、4番 寺島恭也議員、5番 酒井良樹議員、6番 毛利純雄議員、7番 平野時夫議員、8番 卯目ひろみ議員、9番 山田重喜議員、10番 吉田太一議員、11番 辻 人志議員、12番 戸板進議員、13番 川畑孝治議員、14番 田中哲治議員、15番 上坂健

司議員、16番 伊藤宏実議員、以上でございます。

**◎臨時議長（奥島光晴）**

ただ今、発表いたしましたとおり、議席を指定いたします。

---

**◎臨時議長（奥島光晴）**

次に、日程2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番 卯目ひろみ議員、14番 田中哲治議員、ご両名を指名いたします。

---

**◎臨時議長（奥島光晴）**

次に、日程3 会期の決定についてを、議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日一日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎臨時議長（奥島光晴）**

異議なしと認めます。

よって、会期は一日と決定いたしました。

---

**◎臨時議長（奥島光晴）**

現在、議長の席が空席となっております。

日程4 議長の選挙についてを議題とします。

議長の選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎臨時議長（奥島光晴）**

異議なしと認めます。

よって、議長選挙は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名につきましては、いかがいたしましょうか。

**◆17番（中村勸太郎）**

議長、17番中村です。

◎臨時議長（奥島光晴）

17番 中村勘太郎議員。

◆17番（中村勘太郎）

議長には、あわら市の毛利純雄さんを、指名したいと存じます。

（「賛成」の声あり）

◎臨時議長（奥島光晴）

ただ今、中村勘太郎議員から議長には、毛利純雄議員をとの動議があり、所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

よって、本動議のとおり毛利純雄議員を議長選挙における当選者と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎臨時議長（奥島光晴）

異議なしと認めます。

よって、毛利純雄議員が、議長の当選人と決定しました。

議長に当選されました毛利純雄議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

ただ今、議長に当選されました、毛利純雄議員からご挨拶を受けることにします。

◆6番（毛利純雄）

議長、6番毛利。

◎臨時議長（奥島光晴）

毛利純雄議員。

◆6番（毛利純雄）

ただ今、御推挙をいただきました、あわら市議会の毛利と申します。本日はよろしくお願いたします。

まずもって、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の大変名誉ある議長に御推挙いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

私にとっても大変名誉でもありますし、また、圏域住民の皆さんの豊かな生活を保障するという大変責任の重さも痛感しているところでございます。

福井坂井地区広域市町村圏事務組合はもとより、関係市町の更なる発展のために、ここにおられる議員の皆さんのご協力をいただきながら、職務に邁進してまいりたいと思っております。今後とも、いろいろとご指導をいただきたいと思っております。

最後にはなりますが、議員の皆様方にはこれから当組合の議会に対しまして、ご指導またご鞭撻を賜りますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが一言御礼のご挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

**◎臨時議長（奥島光晴）**

ありがとうございました。  
ここで暫時休憩といたします。

---

**◎議長（毛利純雄）**

休憩前に引き続き本会議を再開します。

現在、副議長の席が空席となっております。日程5「副議長の選挙について」を議題とします。副議長の選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（毛利純雄）**

異議なしと認めます。

よって、副議長選挙は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（毛利純雄）**

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

副議長には、福井市の八田一以議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました、八田一以議員を副議長選挙における当選者と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（毛利純雄）**

異議なしと認めます。

よって、八田一以議員が、副議長の当選人と決定しました。

副議長に当選されました八田一以議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

ただ今、副議長に当選されました、八田一以議員から、ご挨拶を受けることにします。

**◆1番（八田一以）**

ただ今、副議長に御推挙いただきました、福井市議会の八田一以でございます。副議長という重責、身に余る光栄でございます。毛利議長の下、皆様のご協力をいただきまして職責を果たしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございます。

---

**◎議長（毛利純雄）**

ここで、森管理者から発言を求められていますので、許可します。

**○管理者（森之嗣）**

議長、管理者。

**◎議長（毛利純雄）**

森管理者。

**○管理者（森之嗣）**

皆さんおはようございます。

本日ここに、第187回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともにご多忙の中、ご出席賜り厚く御礼申し上げます。

平素は、組合事業の運営にあたりまして、ご理解とご支援をいただいておりますことに対して、重ねてお礼を申し上げます。

また、本年は、5月に福井市、坂井市、6月にあわら市の各市において、本組合議員を選出していただいております。

今後とも、本組合の様々な案件につきまして、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、組合業務の執行に当たりましては、組合議員各位のご理解、ご協力を得ながら、着実な管理・運営に努めてまいり所存でございますので、今後とも、議員各位の変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、5月に新型コロナウイルス感染症法上の5類移行に伴い、日常を取り戻しつつある一方で、今また、感染が拡大の様相を見せております。

加えて、ロシアによるウクライナ侵攻を契機とする物価高騰など、私たちを取り巻く環境は、依然、非常に厳しい状況であります。

内閣府の月例経済報告では、景気の先行きについては、雇用、所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されており、今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進められ、デフレからの脱却を期待するものでございます。

また、7月13日の大雨により、圏域内でもいくつかの被害が報告されました。

被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げますとともに、被災されました地域の、一日も早い復旧・復興を望むものであります。

次に、主要事業の取組みにつきまして申し上げます。

まず、電子計算組織の共同利用事業では、法改正・制度改正に伴うシステム改修を適宜実施し、安定的なシステム運用を行っております。

また、本年度の新型コロナウイルスワクチン接種券対応では、9月以降の接種について、準備を進めているところでございます。

次に、一般廃棄物の共同処理事業では、清掃センター長期包括運營業務委託により、各種法令や基準を遵守し、環境保全対策に万全を期した運営管理を行っております。

また、余熱館ささおかの入館者数は、コロナ前の水準に戻りつつあります。

今後も、感染防止対策を徹底するとともに、圏域住民に親しまれる施設となるよう、サービス向上に努めてまいります。

以上、組合運営における所信の一端と主要事業の近況について申し上げさせていただきました。

なお、本定例会に上程する各議案の内容につきましては、後ほど説明を申し上げますが、何卒、慎重なご審議を賜わり、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

---

### ◎議長（毛利純雄）

次に、日程 6 議案第 7 号 令和 5 年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算を議題とします。

提出者の、提案理由の説明を求めます。

### ○管理者（森之嗣）

議長、管理者。

### ◎議長（毛利純雄）

森管理者。

### ○管理者（森之嗣）

ただいま上程されました議案第 7 号 令和 5 年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

予算執行につきましては、厳正な執行管理を行ってまいりましたが、その結果、前年度に発生しました剰余金につきまして、補正をさせていただく内容となっております。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額はそのままで、財源の内訳のみの変更をお願いするものでございます。

次に、第 1 表 歳入歳出予算補正の概要につきまして、説明させていただきます。

歳入予算におきまして、第 1 款 分担金及び負担金につきましては、令和 4 年度の決算に基づいた繰越金相当額 1 億 5 8 4 万 4, 0 0 0 円を減額補正し、第 4 款 繰越金におきましては、同額の 1 億 5 8 4 万 4, 0 0 0 円を、増額補正するものでございます。

この結果、一般会計歳入歳出予算総額は、補正前の予算額と同額の 2 5 億 2, 1 8 0 万 5, 0 0 0 円となるものでございます。

以上、令和 5 年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

何とぞ慎重なご審議と、妥当なご決議をいただきますようお願い申し上げます。

### ◎議長（毛利純雄）

ただ今、説明のありました議案第 7 号について、質疑を許可します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**◎議長（毛利純雄）**

質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**◎議長（毛利純雄）**

討論なしと認めます。  
これより議案第7号を採決いたします。  
この採決は、挙手によって採決いたします。  
本案に原案のとおり決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**◎議長（毛利純雄）**

挙手全員でございます。

**◎議長（毛利純雄）**

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

**◎議長（毛利純雄）**

次に、日程7 報告第1号 令和4年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費の繰越しに関する報告についてを議題とします。  
提出者の、提案理由の説明を求めます。

**○管理者（森之嗣）**

議長、管理者。

**◎議長（毛利純雄）**

森管理者。

**○管理者（森之嗣）**

報告第1号 令和4年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費の繰越しに関する報告についてを、ご説明申し上げます。

先の令和5年3月組合議会定例会におきまして、明許繰越しの議決をいただきました第2款 総務費 第2項 情報処理費の標準仕様との比較分析支援業務と、文字同定作業支援業務でございますが、翌年に繰越して使用することにつきまして、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告させていただくものでございます。

**◎議長（毛利純雄）**

ただ今、説明のありました報告第1号について、質疑を許可します。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**◎議長（毛利純雄）**

質疑なしと認めます。  
お諮りします。

森管理者から、同意第1号 監査委員の選任についてが提出されております。

これを日程に追加し、追加日程1として直ちに議題に入りたいと思いますが、ご異議  
ございませんか。

（「なし」の声あり）

**◎議長（毛利純雄）**

異議なしと認めます。

よって、同意第1号を日程に追加し、追加日程1として議題とすることに決定しまし  
た。

これより、追加日程1 同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。  
提出者の提案理由の説明を求めます。

**○管理者（森之嗣）**

議長、管理者。

**◎議長（毛利純雄）**

森管理者。

**○管理者（森之嗣）**

ただ今、上程されました同意第1号 監査委員の選任についてご説明申し上げます。

本組合監査委員のうち、識見の監査委員は現在欠員となっております。この監査委員  
は、本組合同規約第9条第2項の規定により、関係市町の識見を有する監査委員のうちか  
ら、1名を議会の同意を得て選任することになっております。

亀嶋政幸氏は、平成30年7月に坂井市の監査委員に就任され、現在2期目でありま  
す。

つきましては、人格識見ともに監査委員として誠に適任であり、亀嶋政幸氏を識見監  
査委員に選任したいと存じますので、ご同意を賜りますようお願いいたします。

**◎議長（毛利純雄）**

ただ今、説明のありました同意第1号について、質疑を許可します。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**◎議長（毛利純雄）**

質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**◎議長（毛利純雄）**

討論なしと認めます。  
これより同意第1号を採決いたします。  
この採決は、挙手によって採決いたします。  
本件については、原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

**◎議長（毛利純雄）**

挙手全員であります。

**◎議長（毛利純雄）**

よって、同意第1号は原案のとおり可決しました。  
それでは、ただ今、監査委員の選任に同意を得られました、亀嶋政幸氏から、ご挨拶を受けるため、入場を許可します。

**◎監査委員（亀嶋政幸）**

皆さんおはようございます。  
只今ご紹介にあずかりました、坂井市代表監査員を仰せつかっております、亀嶋と申します。どうか一つよろしく願いをいたします。  
また、今ほどは福井坂井地区広域市町村圏事務組合の監査委員の選任について、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。  
個人的にはなりますが、私もこの当施設また、余熱を利用した余熱館につきましては度々利用させていただいておるところでございます。特に、余熱館については、冬期間非常に坂井市のゆあぽーと、あわら市のセントピアもありますが、適温といたしますか非常に温泉施設でさくゆしたわけではなく、水で調整した温度が非常にいい温度で入りやすいということで、孫や家族共々利用させていただいております。  
個人的な話はこのぐらいにしまして、当施設が1年でも2年でも長く、皆様にご利用いただけますよう、また、余熱館につきましても、かなり経過しておりますけれども、補修を重ねて1日でも多くの市民の方に利用していただく施設になりますよう、心から願っているところでございます。  
終わりになりましたが、当組合議会の益々のご隆盛と当組合議員さんのこれからの益々のご活躍を心からご祈念を申し上げまして、はなはだ簡単ですがご挨拶に代えさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

---

**◎議長（毛利純雄）**

次に、日程 8 一般質問を行います。  
質問は、同一議員につき答弁を含めて 20 分以内とし、すべて自席で行うこととなっています。

**◎議長（毛利純雄）**

13 番、川畑孝治議員。

**◆13 番（川畑孝治）**

議長、13 番川畑孝治。

**◎議長（毛利純雄）**

川畑孝治議員。

**◆13 番（川畑孝治）**

13 番、坂井市議会の川畑孝治です。今回、私は余熱館ささおかについて質問をいたします。

まず、余熱館ささおかの温浴施設の熱源ではありますが、現在のところ清掃センターでの焼却熱を高温・高圧水を、配管を通して余熱館ささおかに送り熱源として活用しています。この配管については、当初の設置時、この施設が出来た時になります。配管を地下に埋設してありましたが、老朽化し、漏水箇所の発見・修理がしにくいことから、地上部に配管を通してありますが、平成 21 年の高温水配管布設替工事から 14 年が経ち、部品の取替や補修・修繕などに約 2,200 万円、点検補修業務に約 1,500 万円、合計約 3,700 万円が支出されています。気候変動に対する、CO2 削減のためにも焼却熱はなるべくエネルギーとして活用すべき観点から、余熱館ささおかの熱源を太陽熱の活用や、電気としてはどうでしょうか。お考えをお聞きいたします。

次に、現在、全国的に教育現場では、老朽化した学校のプールを、修繕改修を行わず廃止して、他のプール施設を使うようになっています。余熱館ささおかの利用数は先ほどの管理者の挨拶にもありましたが、コロナ前の令和元年には年間 14 万人以上の利用者がいましたが、コロナ禍の令和 2 年においては改修のため休館期間もあり、8 万人弱でありましたが、令和 3 年には 12 万人、昨年度令和 4 年度には 13 万 6,000 人に回復しています。今後、プール授業において、余熱館ささおかを利用する事も考えられます。そこで、当組合においてはどのようにお考えかお聞きいたします。

**○事務局長（笹木幹哲）**

議長、事務局長。

**◎議長（毛利純雄）**

笹木事務局長。

## ○事務局長（笹木幹哲）

ただいまの川畑議員のご質問にお答えいたします。

平成8年から運営を開始した余熱館は、議員ご承知のとおり、清掃センターでゴミを焼却した際に発生した熱を有効利用するため、高温水として配管を通じて余熱館へ供給しております。

現在の配管につきましては、平成21年に埋設配管からメンテナンスの容易な露出配管へ布設替工事を行い、全長1,587.4mの距離を循環させております。

清掃センターと余熱館の位置関係には高低差があるため、送水時に圧力を掛けていることもあり、摩擦抵抗を多く受ける曲がり部分での配管劣化による漏水や、配管と配管を繋ぐ伸縮管の損傷など、議員ご指摘のようにこれまで多くの修繕を行ってまいりました。

また、予防保全として、各所に設置してある可とう管や支持金具の点検といった保守点検時に併せ、軽微な補修等も毎年実施しております。

この高温水関係の修繕や保全に要した額は、今ほど議員からおっしゃられたとおり、平成21年度以降14年間で、約3,700万円となっております。

今回、議員から却時の熱を全て発電に使うてはどうかとのご提案をいただきましたが、まず現状を申し上げますと、焼却時の熱により発生させた蒸気は、焼却設備、館内空調設備そして余熱館へ高温水として熱供給しております。

また、残りの蒸気を使って、平成28年に設置した2基の小型蒸気発電機で発電を行い、その全てを清掃センター施設内で使用しております。

この小型蒸気発電機は、清掃センター施設の稼働に伴い排出される二酸化炭素の排出抑制を図ることを目的とし、国の循環型社会形成推進交付金を受けて設置したものであり、発電した電力をセンター施設外で使用することは補助金等の目的外使用となる恐れがございます。

加えて、今以上の発電に利用できる蒸気の残量はごくわずかであり、新たに発電機を増設するまでには至らないとの考えでございます。

次に太陽熱利用システムによる熱源の確保についてでございますが、この太陽熱利用システムの設置事例は、太平洋側など1年を通して多くの日射量の得られる地域が主となっております。

当余熱館での設置を考えた場合屋根部分は形状が特殊なため設置が困難であるとの意見を、以前検討した太陽光パネルの設置業者から得ております。

また、敷地内での設置となりますと、周りが山で覆われている地形のため、十分な日射量が得られず、追加の電気購入が避けられない状況のため、費用対効果が低いと考えております。

これらのことから、余熱館の当初の設置目的である焼却熱を有効利用した効率的な施設運営を維持していくためには、現在の高温水配管での熱供給が、現時点での最善策であると考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、2点目の学校のプール授業で余熱館を利用することについてどう考えるかについてお答えいたします。

当施設は小中学校の授業を想定したプールではないため、学校のプールに比べるとレーン数が少ないことや、低学年には深めの水深であるなどの特徴がございます。

プール授業を行う場合は、これらの施設条件に応じた対応策、例えば、一回に使用する人数や安全面、指導員や監視員の確保などといったことについて、指定管理者や各教

育委員会との協議が必要となってまいります。しかしながら、当組合としましては、施設の利用について可能な限り協力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◆ 13番（川畑孝治）

議長、13番川畑孝治。

◎議長（毛利純雄）

13番、川畑議員。

◆ 13番（川畑孝治）

今ほど局長の答弁をいただきまして、いろいろ検討されることはわかります。しかし、今日までに3,700万円位支出をしている、これからもこれより少なくなるわけはありません。どんどん古くなるわけであります。ですから、そういった面において、以前この場の一般質問において、バイナリー発電の提案をさせていただきました。その当時でありますと、バイナリー発電は最も大きいもので出力125kW、一部の地元議員からは小さすぎると言われましたが、これは北陸電力が三国地区に設置してありますメガソーラー発電所。このメガソーラー発電所、年間発電量が100万kWと聞いております。125kWのバイナリー発電でありますと、年間の発電量は109万5,000kWであります。そういった点からも、非常に有効ではないか。

また、使える蒸気が少ない。これは、中の触媒が水でありますと、100℃以上でないと水は沸騰しませんから、それではなく70℃位で沸騰するバイナリーの触媒を使うとより効率的に、なおかつ無接触ローター、一番摩耗が心配される軸やローターの部分が磁力で浮力して無接触状態であります。そういった部分を考えますと、非常に発電効率もよく、なおかつ我々がいろんなところに視察させていただいた焼却施設においては、そこで起こした熱を電気に変え、それをプールでまたヒートポンプで熱交換をして温浴施設に使っている。そういった事例もあります。ましてや、1,580m先までお湯を運ぶ状況を考えますと、非常に熱のロスも考えられるかと思っておりますので、この点についても今後検討をしていただきたいのと、また、太陽熱の給湯機であります。以前は30℃になったら騒いでいた時代が、今は先日の三国なんかは39℃を超えるような状態ですから、太陽熱の給湯に関しても非常に北陸の地であっても有効ではないかと思われま。

また、局長においては、採算ベースの話だけをしておりましたが、この施設はご存じのように小学校4年生は圏域の子供たちが全員この施設を見学に参ります。そうしたときには、この施設は教育施設であります。また、婦人団体やいろんな団体の方にもここへ来ていただいて、そういった教育的な見学をしていただく。そういったことを考えると、採算ベースだけで考えるのはいかがかと思えます。

また、プールの利用についてであります。現在坂井市においても、すでに三国地区の小学校があわら市内の民間のプールを利用して、プール授業が行われております。このプールはたしか3レーンあったと思えます。春江小学校は6レーンありますが、子供の数が多いこともありまして、2学年一緒に利用しています。ということは、1学年3レーンしか使えていません。そういった部分を考えますと、例えば、この周辺の小学

校を考えると、さほど大きな学校ではありませんので、十二分に活用が考えられると思いますが、改めてプール利用についてお考えをお聞きします。

**○事務局長（笹木幹哲）**

議長、事務局長。

**◎議長（毛利純雄）**

笹木事務局長。

**○事務局長（笹木幹哲）**

質問にお答えさせていただきます。

まず、蒸気を使った発電の余力等についてですが、現在、余熱館に送っております高温水は、全体の蒸気量の約4%です。この4%を発電に回すためには、新たな小型発電機を設置する必要があると思いますが、そういった小型の容量に対する小型発電機は現在ございませんので、現在設置されております2基の小型発電機の内容を変更しての計画が必要となります。そこらへんも先ほどご説明したとおり、国の補助金を受けておりますので、国庫の返還等も絡んでまいりますので慎重な検討が必要になってまいると考えております。

バイナリー発電については、現在この清掃センターから余熱館までは送電設備がありません。こちらで発電したものを余熱館へ送る場合は、送電設備を含めて新たな設置が必要となり、金額は数億円規模になってくるかと思えます。送電設備を考えずに、余熱館周りでの設置を検討しますと、以前太陽光パネルの設置を検討した場合に、現実的な面積として約367㎡のパネルが一番効率が良いのではないかという検討結果でありまして、それとよく似た面積で太陽熱の交換システムを設置している施設が長野県にありまして、給食センターに約370㎡設備を持った施設がございます。そちらで電話で確認しましたところ、そこも太陽熱システムを全て使ってお湯を利用しているわけではなく、従来の電気を使った給湯システムの追い炊きに使う程度の熱だけを供給しています。それと、その施設は設置から14年経過しており、メンテナンス費用はかなり掛かっている状態で、高温水配管と比較してもメンテナンス費用が劇的に少なくなるかは今後の検討課題になるかと思えます。そういった点も含めまして、現在の高温水配管設備の更新時期に併せまして、一番効率的な手法があるか検討していきたいと考えております。

学校のプール授業についてですが、今議員がおっしゃられた三国町の学校で、2校、民間の施設を利用して、学校のプール授業を検討しているということはこちらも各坂井地区内の教育委員会にお問い合わせをさせていただき、情報は得ております。

ただ、三国町の2校は試験段階で、今後のことを考えて民間施設を使ってプール授業が行えるかどうかということを実験的に行っていると情報を得ております。その他の坂井地区内の小学校につきましては、全て自校に設置してあるプールを使っての授業を行っておりまして、今後、民間施設等のプール授業への転換についてはまだ具体的な検討は行っていないとお答えをいただいております。

余熱館の入館者数は、現在、コロナ以前の入館者数に戻っております。子供さん方の利用が多いわけですが、これを授業に使う程度占有するとなると、利用計画等も具体的に検討していかなければなりませんので、教育委員会からの依頼や問い合わせがございましたら、今後前向きに検討してまいりたいと考えております。

**◆ 13番（川畑孝治）**

議長、13番、川畑孝治。

**◎議長（毛利純雄）**

13番、川畑議員。

**◆ 13番（川畑孝治）**

概ね答弁納得しておりますが、ただ一点、小型の発電機がない。あり得ません。既に温泉などが出ているところは、例えば15kW発電の小型のバイナリーとか、30W級の小型バイナリーを使って発電して施設で使っているとか、既にそういった事例がかなりあります。以前、ここでバイナリー発電を取り上げた時には、事務方としては実績が少ないという答弁でありましたが、今日に至っては非常にそういった100℃に満たない温度でも発電が出来るということで、全国各地でいろんな形でバイナリー発電を取り入れています。今後においては、そういったことも調査をされて、出来れば160kWから発電後に排出される熱も活用が可能かもしれませんので、その辺は今後調査することをお願いしておきます。

また、学校でのプール利用。これについては私も質問で使ってはどうかとっておりますが、習熟にあわせて専門の民間プール施設であると指導者がおられますが、ここは指導者の配置については今後検討かと思えます。

そういった点においては、学校の方から問い合わせがあればそういった部分も含めて、出来れば前向きにより良く施設を利用していただけることご祈念申し上げまして私の一般質問とします。

以上。終わります。

**◎議長（毛利純雄）**

以上をもって、一般質問は終了いたしました。

---

**◎議長（毛利純雄）**

以上で、本日の議事日程は、全て終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、令和5年7月第187回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

**○事務局長（笹木幹哲）**

ご起立ください。

一同 礼

午前11時12分閉会